

令和4年第6回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第19号 専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）
2. 報告第20号 専決処分の報告について（令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号））
3. 議案第59号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
5. 議案第61号 仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第62号 仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」の指定管理者の指定について
7. 議案第63号 仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」の指定管理者の指定について
8. 議案第64号 仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の指定管理者の指定について
9. 議案第65号 仁淀川町グリーンフォレストセンターの指定管理者の指定について
10. 議案第66号 仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の指定管理者の指定について
11. 議案第67号 仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定について
12. 議案第68号 仁淀川町コミュニティバスの指定管理者の指定について
13. 議案第69号 仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定について
14. 議案第70号 笑美寿茶屋の指定管理者の指定について
15. 議案第71号 仁淀川町ふれあい公園キャンプ場等の指定管理者の指定について
16. 議案第72号 令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について
17. 議案第73号 令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
18. 議案第74号 令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
19. 議案第75号 令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて

- 20. 議案第76号 仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例について
- 21. 発議第2号 子どものための保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の採択について



令和4年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月6日（火曜日）

10時00分開会

14時57分延会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画課長	古味仁志	税務課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	荒木紀和	会計管理者兼出納室長	片岡博
教育次長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号2番、藤堂賢太郎君、3番、藤原大君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

本件については、11月30日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況や取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から8日までの3日間とし、1日目の本日は諸般の報告、執行部からの議案の上程、提案理由の説明を受け、一般質問を行い、延会といたします。2日目は残りの一般質問を行い、基本的に散会ですが、可能であれば、繰り上げて議案の審議までを行い、閉会となる場合もございます。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について3回まで、時間の上限は原則1人1時間といたします。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しまして、ご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日6日から8日までの3日間とする、状況により繰り上げて2日となることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6日から8日までの3日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認を願います。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。本日は、令和4年第6回議会定例会を招集しましたところ、年末を控え、公私ともにご多忙の時期にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

全国の新型コロナウイルス感染者数は増加傾向にあり、既に第8波に入っていると言われております。県内でも感染者数は増加傾向で、県の感染症対応の目安におけるステージが11月28日に警戒に引き上げられております。また、この冬は新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行の可能性が指摘されており、その場合、発熱外来をはじめ、医療体制が逼迫する可能性が高まることから、国においては、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い人以外については、まず自宅での新型コロナ抗原検査キットでの検査を推奨しております。

本町においても、新型コロナウイルスワクチン接種を町内4医療機関で設定日を設け、実施しておりますので、ワクチン接種が可能な方はできる限り接種していただくことで、自分自身の感染や発症、重症化を防ぐだけでなく、家族や周りの方々の健康を守ることにもつながりますので、ぜひワクチン接種を受けていただきますようお願いするとともに、基本的な感染予防対策の徹底にご協力をお願いします。

次に、円安やロシアのウクライナ侵攻などにより、今なおエネルギー価格の高騰が続き、物価高騰による家計への影響は極めて大きくなっております。こうした中、国は電気料金など、物価高への対応を柱とする総合経済対策として、総額約29兆円の第2次補正予算が成立しております。経済対策の内容は、物価高騰・賃上げへの取組や、円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化を図ることなど、高騰する電気料金などの負担軽減や、出産・子育て支援などが盛り込まれております。本町といたしましても、こうした国の動向を注視し、これからの施策の具体的な内容が示され次第、速やかに取り組んでまいります。

次に、9月18日から19日にかけて、大型で非常に強い台風14号により、停電や国道33号の通行止めなど、町民生活に大きな影響を及ぼしました。本町といたしましても、高齢者

等避難を発令するとともに災害対策本部を設置し、警戒に努め、福祉避難所を含め8か所の避難所を開設し、18世帯23名の方が避難をしていました。また、災害の状況につきましては、町道災害3件、林道災害7件となっており、関係機関と連携しながら、復旧対策に向け、取り組んでいるところであります。

次に、秋の叙勲についてご報告申し上げます。

令和4年秋の叙勲が11月3日付で発令され、元仁淀川町議会議員の橋本眞一氏と、元仁淀川町消防団副団長の西森量男氏が受章の榮譽に輝かれました。

橋本氏は、昭和62年に、地元住民に推されて池川町議会議員に当選以来、平成26年1月まで、長きにわたり在職され、議長、副議長や常任委員会委員長など各種要職を歴任し、議会の中心的な立場で円滑な議会運営に努められました。豊富な経験と卓越した見識、指導力を発揮し、旧池川町及び仁淀川町の行政基盤の確立をはじめ、教育、文化振興、農林業の振興、生活環境の整備充実に貢献した功績が認められ、旭日双光章受章の榮譽に輝かれました。

また、西森氏は、昭和54年10月に池川町消防団に入団以来、分団長及び副分団長の要職を歴任され、41年余の長きにわたり、一貫して消防活動の第一線に立ち、水害・火災防除と消防防災力強化に献身的な努力を払い、日々自己教養を高めながら、率先して団員の資質向上と士気高揚に力を傾注されました。また、団員の信頼を集め、地域の消防体制確立に貢献した功績が認められ、瑞宝単光章受章の榮譽に輝かれました。

両氏のこのたびの受章を心からお喜び申し上げますとともに、今後においても、健康に十分留意され、これからも本町の発展のためにご指導、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスの影響で見送ってきた地域長・区長会を、10月27日に仁淀地区、28日に池川地区、11月4日に吾川地区で3年ぶりに開催いたしました。前回実施した令和元年度については町全体で開催しましたが、密集を防ぐために旧町村単位での開催とし、各課による事業や支援制度の説明を行い、地域長・区長の皆様と意見交換をさせていただきました。提案いただきましたご要望やご意見については、対応を検討していきたいと考えております。

次に、町職員の採用についてご報告いたします。

今回の職員採用につきましては、4名の退職者や育休などの求職者の状況などを考慮して実施いたしました。9月に1次試験を、11月に2次試験を実施し、再任用の状況なども

考慮して、一般行政職3名と土木職1名に採用の内定通知を行いました。一般行政職と土木職各1名から内定辞退の申出があり、残念な結果となっております。この結果を受け、一般行政職の補欠合格者1名を繰り上げて内定通知を出したところでございます。採用の時期につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

また、今議会に提案しております20件の案件の内訳は、専決処分の報告2件、条例の一部改正3件、指定管理者の指定に関する議案10件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算議案4件と、令和4年11月29日の招集告示以降に追加させていただきました条例の一部改正1件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長などから説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

今年も年の瀬を迎え、慌ただしい時期となってまいりました。学校では、秋のスポーツ・文化行事も、コロナ感染症予防対策をした上で、それぞれ工夫を凝らし実施することができました。現在、2学期のまとめに向けて、勉強や体力づくりに頑張っているところでございます。

中学3年生は入試に向けての取組が本格化し、12月8日には、小学4・5年生、中学1・2年生を対象に、県版学力テストも実施されます。これからの季節、インフルエンザの流行も懸念されておりますので、十分に感染防止対策に留意して業務に当たりたいと考えております。

スポーツの面では、仁淀・池川・尾川合同のソフトボール部が、10月1日、2日開催の高知県中学校新人ソフトボール大会で優勝し、11月19日、20日、香川県丸亀市で開催の四国中学生ソフトボール新人大会に出場しました。結果は1回戦を勝ち進み、大会2日目、2回戦の準決勝で敗退となりましたが、昨年度に引き続き、全国が狙えるチームに育てられることを期待しております。

続きまして、優れた教育を実践する県内の小中学校をたたえる坂本教育賞最優秀校に池川中学校が選ばれ、去る11月26日、高知市立自由民権記念館で表彰式が行われました。夢を持つことと行動することを学校の主眼とし、郷土愛を育むことや自己の学びを振り返ることで、大切な人間力の基礎づくりを行っている。また、地元にも古くから根づいている神楽を通じて、郷土愛と地域貢献の精神を育て、高知県教育の基本理念にも合致して

いる。この取組により、自尊感情が高まり、学力面でも着実に成果が見られると高く評価されたことが受賞の要因となっております。このことが、町内各学校の教育実践の励みとなり、子供たちの健やかな成長につながることを期待しております。

続きまして、令和5年成人式につきましては、昨年に引き続き規模を縮小し、換気が十分にできる役場本庁1階多目的ホールにおいて、1月2日に実施する予定であります。対象は従来どおり二十歳の方とし、「成人式」を改め、「はたちのつどい」として式典を開催する予定としております。また、コロナ禍の中でありますので、来賓につきましても差し控えさせていただき、昨年同様とさせていただく予定です。なお、コロナ感染の今後の状況によっては、延期あるいは中止せざるを得ない状況となるかもしれません。その際は、誠に申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。今後のコロナ感染症の状況を注視していきたいと思っております。

続きまして、学校再編成につきましては、一般質問の答弁と重複いたしますので、ここでは割愛させていただきます。

最後に、本定例会に提出しております教育委員会関係の主な補正予算についてご説明します。

保育施設の利用者数において、当初見込みより園児数11人増の見込みとなり、保育所運営委託料886万7,000円、在庫が残り僅かとなった「鳥形山系の花たち」の増刷に伴う消耗品費249万7,000円、秋葉まつり保存会補助に、コロナ対策として検査キット250人分、交通整理として警備員25人分、合わせて93万8,000円などの補正となっております。適切にご審議を頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、報告第19号、専決処分の報告についてから、追加議案である日程第23、議案第76号、仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第24、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第19号から20号、議案第59号から追加議案第76号までを、竹本副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております報告及び議案についてご説明を申し上げます。

議案書1 ページ、報告第19号から説明いたします。

報告第19号、専決処分の報告について。

下記事項について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により議会に報告する。

記

1. 事故の概要 令和4年10月12日に、観光センターグラウンドの除草作業中に石をはね、当該施設の利用者の車両のガラスに当たり破損した事故
2. 和解の内容 (1) 仁淀川町(以下、「町」という。)は、本件事故による損害賠償金として、金74万4,660円を相手方が指定する口座に送金して支払う。
(2) 町及び相手方は、本件事故に関し、前項の金額以外に一切の債権債務関係がないことを確認する。
3. 和解の相手方 住 所 広島市
氏 名 A氏
4. 和解年月日 令和4年11月24日
令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、令和4年10月12日、観光センターグラウンドの除草作業中に刈払機で石をはね、グラウンドに駐車していた当該施設利用者の車両のガラスに当たり、相手方に損害を与えた事故に関する和解について、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

なお、本件損害賠償金の内訳は、破損部分の修理代のほか、損害を与えた相手が県外在住者であったことによる事故車両の陸送代、居住地での台車使用料等が対象となっております。

次に、議案書2 ページをお開きください。

報告第20号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）

2. 専決処分した日 令和4年10月3日

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお開きください。
令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度の仁淀川町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,793万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,219万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年10月3日専決、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の内容でございますが、詳細につきましては、6ページから7ページをご参照ください。

主な内容は、電力・ガス・食品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給する政府方針が決定されたことにより、子育て世帯への臨時特別給付金事業として、非課税世帯臨時特別給付金6,500万円、システム導入委託料187万円、その他関連経費等106万9,000円の補正を行ったものです。

以上の結果、歳入歳出の補正額は6,793万9,000円の補正で、補正後の合計は74億2,219万円となっております。

以上で報告についての説明を終わります。

それでは、引き続き、今議会に提出しております議案について順次ご説明申し上げます。
議案書3ページをお開きください。

議案第59号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年10月6日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、令和3年6月11日の地方公務員法の一部改正に伴い、定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げる等の措置を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書18ページをお開きください。

議案第60号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正も、令和3年6月11日の地方公務員法の一部改正に伴い、関連条例の一部を改正または廃止するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

議案書の29ページをお開きください。

議案第61号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、令和4年8月8日の人事院勧告等を受け、国家公務員の給与改定が行われることに伴い、給与制度改正への措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

なお、改正給料表の適用は、令和4年4月1日から適用されます。

次に、議案書45ページをお開きください。

議案第62号、仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 有限会社ぬくもり介護センターおおの
2. 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月24日の仁淀川町公の施

設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります有限会社ぬくもり介護センターおおのを仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

議案書の46ページをお願いします。

議案第63号、仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 有限会社ぬくもり介護センターおおの
2. 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日

この議案も、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります有限会社ぬくもり介護センターおおのを仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書47ページをお開きください。

議案第64号、仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町集落活動センター、山村自然楽校しもなの郷の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 山村自然楽校しもなの郷運営委員会

2. 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

この議案も、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります山村自然楽校しもなの郷運営委員会を仁淀川町集落活動センター、山村自然楽校しもなの郷の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

議案書の48ページをお開きください。

議案第65号、仁淀川町グリーンフォレストセンターの指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町グリーンフォレストセンターの管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 アプロス株式会社

2. 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日

この議案も、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者でありますアプロス株式会社を仁淀川町グリーンフォレストセンターの指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書49ページをお開きください。

議案第66号、仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 安居溪谷株式会社

2. 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日

この議案も、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります安居溪谷株式会社を仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

議案書の50ページをお願いします。

議案第67号、仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町観光センター等の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 田舎生活株式会社
2. 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日

この議案も、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります田舎生活株式会社を仁淀川町観光センター等の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書51ページをお開きください。

議案第68号、仁淀川町コミュニティバスの指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町コミュニティバスの管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 有限会社仁淀川観光
2. 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日

この議案も、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります有限会社仁淀川観光を仁淀川

町コミュニティバスの指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

議案書の52ページをお開きください。

議案第69号、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 株式会社仁淀川マネジメントサービス
2. 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、新たに公募を行った結果、2者から応募があり、11月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります株式会社仁淀川マネジメントサービスを仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書53ページをお開きください。

議案第70号、笑美寿茶屋の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、笑美寿茶屋の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 中津観光協会
2. 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

この議案も、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、新たに公募を行った結果、1者から応募があり、11月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、中津観光協会を笑美寿茶屋の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

議案書54ページをお願いします。

議案第71号、仁淀川町ふれあい公園キャンプ場等の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町ふれあい公園キャンプ場等の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 株式会社西部建設
2. 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

この議案は、新たに指定管理施設として公募した結果、1者からの応募があり、11月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、株式会社西部建設を仁淀川町ふれあい公園キャンプ場等の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

次に、議案書55ページをお開きください。

議案第72号、令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について。

令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町一般会計補正予算書（第4号）の1ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度仁淀川町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,296万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,515万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

まず歳入でございますが、詳細につきましては9ページから13ページをご参照ください。

9ページの10款地方交付税は、財源調整による724万3,000円の補正でございます。

10ページの12款分担金及び負担金は、石井野地区及び竹谷地区の飲料水供給施設工事に伴う分担金37万円の補正でございます。

11ページの14款国庫支出金は、保育所運営費負担金285万7,000円、出産・子育て応援交付金166万6,000円、感染症対応地方創生臨時交付金3,376万2,000円、その他負担金等65万5,000円の補正で、減額補正は国民健康保険基盤安定負担金32万3,000円でございます。

12ページの15款県支出金は、保育給付費県負担金335万7,000円、中山間地域生活支援総合補助金100万円、林業施設災害復旧費現年災補助金1億2,516万2,000円、その他補助金等69万円の補正で、減額補正は国民健康保険基盤安定負担金197万7,000円、農産物輸出促進事業費補助金50万円でございます。

13ページの21款町債は、林業施設災害復旧債7,900万円の補正でございます。

次に、歳出でございますが、詳細につきましては14ページから29ページをご参照ください。

まず、歳出全般におきまして、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費につきましては、人事院勧告に伴う給与等の見直し及び職員の異動等に伴う各費目の調整を行うものでありますので、それぞれの費目での説明は省略させていただきます。

まず、14ページの1款議会費は、人件費調整分4万2,000円の減額補正でございます。

15ページから17ページの2款総務費は、新型コロナウイルス感染症対策及び燃料費等高騰対策として、農業生産資材高騰対策補助金1,064万円のほか、公共交通・スクールバス運行維持補助金など208万5,000円、事業確定に伴う過年度分子育て世帯生活支援特別給付金返還金101万6,000円、人件費調整分670万5,000円の補正で、減額補正は池川清流まつり、茶霧湖まつり等のイベント中止による地域づくり補助金387万5,000円でございます。

次に、18ページから20ページの3款民生費は、事業確定に伴う過年度障害者自立支援給付費等に関する国費及び県費精算返還金450万8,000円、出産・子育て応援交付金250万円、園児数の増加に伴う保育所運営委託料886万7,000円、そのほか報酬、旅費、補助金で81万2,000円の補正で、減額補正は国保会計繰出金281万8,000円、人件費調整分157万円でございます。

21ページの4款衛生費は、農集会計繰出金190万円、石井野地区飲料水供給施設整備工事費220万円、竹谷地区送水管設置工事費85万円、簡水会計繰出金250万円、人件費調整分88万円の補正でございます。

22ページから23ページの5款農林水産業費は、有害鳥獣捕獲買上金187万5,000円の補正で、減額補正は農産物輸出促進事業費補助金50万円、人件費調整分182万5,000円でございます。

24ページから25ページの7款土木費は、一ノ谷大規模土地造成地第2次スクリーニング計画策定委託料130万円、そのほか負担金補助及び交付金、また需用費で107万1,000円の補正で、減額補正は人件費調整分4万円でございます。

26ページから27ページの9款教育費は、牧野富太郎の植物展のチラシ作成や冊子の増刷など需用費253万5,000円、秋葉まつり保存会補助金93万8,000円、そのほか修繕料17万3,000円の補正で、減額補正は旧吾川中学校貯水槽清掃委託料4万8,000円、人件費調整分8万円でございます。

28ページから29ページの10款災害復旧費は、災害復旧工事として、林道水ノ峠線台風14号災害復旧工事費（1号箇所）1,266万1,000円、林道ヲヲカゲ線地滑り災害復旧工事費2,616万9,000円、林道舟形線地滑り災害復旧工事費2,746万7,000円、林道下土居松谷線台風5号災害復旧工事費6,102万8,000円、林道大引割線台風14号災害復旧工事費（1号箇所）1,812万8,000円、林道大引割線台風14号災害復旧工事費（2号箇所）5,059万9,000円、その他3か所の工事費1,394万8,000円、需用費30万円、人件費調整分10万5,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は2億5,296万2,000円の補正で、補正後の合計は76億7,515万2,000円となっております。

同じく予算書の5ページに戻りまして、第2表繰越明許費をご覧ください。

これは台風14号関連の林業施設災害復旧事業費及び公共土木施設災害復旧費事業3億4,946万8,000円の繰越しでございます。

次に6ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

これは先ほどの災害復旧工事等に伴う限度額の増額補正となっております。

議案書に戻りまして、議案書の56ページをお開きください。

議案第73号、令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第

96条の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町特別会計補正予算（国民健康保険）（第2号）の1ページをお願いします。

令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度仁淀川町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,611万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細につきましては、6ページから7ページをご参照ください。

主な内容としては、歳入は基盤安定及び財政安定化支援事業等の繰入額確定による補正に伴うもので、歳出は過誤納還付金30万円、過年度保険者努力支援交付金及び保険給付費等交付金精算金19万6,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は49万6,000円の補正で、補正後の合計は8億7,611万6,000円となります。

次に、議案書の57ページをお開きください。

議案第74号、令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町特別会計補正予算（簡易水道事業）（第2号）の1ページをお願いします。

令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度仁淀川町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,465万5,000円とする。2、歳入歳出予

算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細につきましては、6ページから8ページをご参照ください。

内容は、現在建設中の宮ヶ坪日鉄社宅への水道引込み工事420万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は420万円の補正で、補正後の合計は2億5,465万5,000円となっております。

次に、議案書の58ページをお開きください。

議案第75号、令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町特別会計補正予算（農業集落排水事業）（第1号）の1ページをお願いします。

令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度仁淀川町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,364万9,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細につきましては、6ページから7ページをご参照ください。

内容は、森クリーンセンター汚泥引抜ポンプ取替え工事190万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は190万円の補正で、補正後の合計は4,364万9,000円となっております。

次に、追加提案の議案書59ページをお開きください。

議案第76号、仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議

決を求める。

令和4年12月6日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、人口及び職員数が減少する状況下において、持続可能な組織体制を構築し、多様化する住民ニーズに対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で、配付しておるとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いします。

通告第1号、議席番号4番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○4番 おはようございます。マスクを外させていただきます。

通告1号、野村安夫、議長の許可を得、2点について質問いたします。

まず1点目は、高知市の広域避難先としての仁淀川町に関してです。

高知市は11月1日、南海トラフ大地震発生後の広域避難先として、仁淀川町の2施設を提供してもらうため、仁淀川町と締結したと、ある新聞に掲載されていたが、地元住民の了解を得ているのか、最初にお聞きします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 野村議員のご質問にお答えいたします。

新聞報道のとおり、11月1日に本町と高知市の間で、広域避難における避難所としての施設の使用に関する協定を締結いたしました。ご質問の地元住民の了解については、2か所の施設とも、地域長及び区長に説明し、了解を得ております。また、この協定により、訓練等による仁淀川町民と高知市民との地域間交流による地域連携が積極的に図れることが期待できると考えております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○4番 新型コロナ感染が終息できない状況の中、具体的な収用人員を示していたと思いますが、具体的には同町大崎の旧大崎小学校の体育館、収容人数180人、同町大植の泉川多目的集会施設、同83人。スペースの間隔を保つことを考慮しなければならないし、いざ大地震が発生すると、避難先の周辺が火事や家の崩壊、道路等が寸断され、最悪の状態が予想される。地元住民の避難が優先されるべきであり、高知市からの避難人数の把握は難しいと考えますが。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 野村議員の再質問にお答えします。

避難に関しては当然、町民のほうの方が優先されるべきでありまして、高知市で津波等の大被害が起きて、こちらのほうに災害が少なかったと、そういった場合には避難していただくということで、当然、町民のほうの方が優先されるべきだと思います。

また、災害によっては施設が使えなくなる場合も想定されますので、一概に災害が起きたからすぐ来てくださいと、そういった状況ではないと思います。あくまで町民のほうの方が優先になります。

○議長 野村安夫君、3回目。

○4番 南海トラフ巨大大地震が発生すると、道路周辺の土砂崩れ、路側等が壊れていきます。ひび割れ、橋の崩壊、トンネルの崩落などが重なり、避難する住民は困難が予想されるので、そのようなインフラ設備の強度を確かめながら、補強工事を十分に実施していくことをお願いして、質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 公共施設の耐震化については順次進めておりますが、まだ耐震性のないような施設、そういったところをまた洗い出しをして、今後対応を検討していきたいと考えております。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。

それでは、2問目の質問をお願いします。野村安夫君。

○4番 2点目の質問を行います。

岩丸橋は最近、夜間に補強工事を実施していると思いますが、工事内容の概略説明を願います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 野村議員のご質問にお答えいたします。

岩丸橋は、平成29年度の橋梁点検の結果により、主桁下面に遊離石灰を伴うひび割れが確認され、令和3年度岩丸橋補修調査設計委託業務を実施したところ、上部工、下部工、橋面、排水工で修繕箇所が確認されました。

今年度は橋面の防水工事及び舗装打替え、経年劣化した伸縮装置取替え工事を夜間工事で実施しました。そのほか確認された修理箇所については、来年度補修工事を実施予定であり、町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○4番 夜間の工事であるため、進捗率が非常に悪い。本当に時々しか工事していないような状況であります。南海トラフ大地震が発生した場合、崩壊しないかお尋ねします。

○議長 ただいまの質問に対する答弁。大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 再質問にお答えいたします。

岩丸橋については、耐震にはなっていないので、南海地震が来れば、崩壊するおそれがあります。

○議長 野村安夫君。

○4番 橋の通行区分、舗装工事をしていると思いますが、時々、まだ半分ぐらいしかいっていないと思いますが、こんな状態ではなかなか大変です。ひび割れ、亀裂が入りやすい。形だけの補強工事なら、最善をもっと尽くしてもらいたい。最善を本当、形だけでなく。橋には20t以上の重量がかかるときもある。大地震を受けるだけでなく、大変な状態になる。大雨、大洪水などもあります。いろんなことが想定されます。基礎部分から大地震に強い橋の付け替わりを、工事を切にお願いして、質問を終わります。

○議長 大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 野村議員の再々質問にお答えいたします。

現在行いました工事、補修工事については、本年度、4年度としての予算内での工事で、まだ下部工、上部工、排水工等の工事については来年度要望で全部仕上げる予定になっております。

岩丸橋の強度については、14t荷重という強度にはなっていますが、一応20t荷重というのものもあるんですけど、これについては、この当時、昭和の道路橋示方書では、一等橋に

については国道等の33号線とかが基準で、市町村道については二等橋ということで、大型車が走る頻度が低いということで14 t 橋という荷重になっておりますが、20 t 級の車が通ることについては別に問題はないということで、耐震工事については、国道494のバイパスルートが確定してから検討したいと思っております。

以上です。

○議長 以上で野村安夫君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 議長の許可を頂きましたので、通告第2号、6番、片岡智準、自席にてマスクを外して質問させていただきます。マスクをしとったら、眼鏡が曇って見えませんので。

質問は1件だけございます。件名は、空き家のリフォームの進捗状況についてお尋ねいたします。

本年度、町内の空き家2軒をめどにリフォームを行い、移住者に提供する計画があったと承知をしております。その進捗状況をお尋ねします。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部の答弁。古味町長。

○町長 片岡智準議員のご質問にお答えいたします。

町内の個人所有の空き家を町が10年間借り上げて、耐震や改修工事を行い、移住者等に貸し出す制度は令和3年度から実施しており、令和4年度は、個人から借り上げた物件は1棟改修中でございます。

また、町所有の物件を将来、仁淀川町への移住のきっかけづくりにと、お試し滞在住宅を1棟改修工事中であり、両物件ともに12月末の完成を予定しております。

○議長 2回目ありますか。片岡智準君。

○6番 今、町長の答弁では、既に2軒、2棟ぐらいの改修をされておるといような説明でございました。ただ、その改修工事がどれだけ進んでいるか、ちょっと定かではないんですけども、先ほどの副町長の補正予算の説明などの中に、この改修に関する説明は、私はなかったように思います。

それについては、また後日、審議のときにお尋ねいたしますが、この改修された、いわゆるリフォームされて、非常にきれいになった空き家について、これからだけの者を対象にするのか、あるいは、既に町内に相当の方が移住されております。その中で、時々聞く話では、非常にいろんな部分で問題点が出てきたりし、あるいは距離的な問題やらを含めて、できたら、新しいところができたら、そっちへ行きたいような話も耳にします。

まだ町としては、どういう形で募集し、どういう形で住んでいただくかというようなことがまだ話として進んでないと思いますが、もし、ただいま私が質問した新規に来られる方、あるいは既に住んでおられる方が希望された場合、どういう段取りで進めるか、この場で発言すれば、それが基になりますので、もし可能であれば、その可能な範囲でご説明をしていただきたいなというふうに思います。

2点目、終わります。

○議長 執行部、答弁。古味企画課長。

○古味企画課長 片岡智準議員の再質問にお答えさせていただきます。

個人の物件を10年間借り上げて、移住者または町内で在住の住宅困窮者に、これは提供、貸し出すという事業でございますが、先ほども申し上げ、質問にもありましたが、どういふ方という部分は非常に難しゅうございます。

それと、物件数が潤沢に伸びているわけではなく、令和3年度は3棟改修しまして、既にそれは林業研修生、また、移住者にも提供できるんですが、仕上がって応募、移住相談とかがある、そのタイミングが非常にタイトで、余裕を持ってホームページへ掲載することが今現在、物件がないもので、出しておりません。この事業により改修したものについては、既に次はこの方かなというような状態も続いていますし、あと掘り起こしのほうが、非常に物件が少なくなってきたておりまして、家だけじゃなく、やはり仁淀川町で生活するには車が必要ということは駐車場も必要ということになりまして、駐車場も確保できる空き家物件というものを優先的に今、掘り起こしをしております。

令和4年度につきましては、今のところ3件、改修事業ができる予定ですが、今後も空き家の確保、また、どうしても仁淀川町に早急に住みたい場合には、こういう物件がない場合もございますので、単独の移住者用の100万円の改修工事でできるだけ、空き家バンクに登録されている良好な物件を提供して、移住者には現在対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長 3回目、ありますか。片岡智準君。

○6番 今、課長の説明を聞いて、確かに非常に貸す、貸してくれる方、そういう方も少ないようには聞いております。しかし、少ないように聞いていますけども、町の広報紙を見ても、それから、それ以外の場所においても、空き家を提供してほしいというような、そういう広報もされているようにも思いません。もう少し、いま少しそういう活動をされ、

かなりの多くの物件が、空いているのは空いているけども、どんどんどんどん古くなって
いって、貸せないような状態になっているところもかなりあると思います。

私自体、1つ家がありましたけども、この6年ほど何もせんかった物件は、もう改築や
なくて、新築にせないかんぐらい古くなっています。そういった分について相談をするに
も、非常に広報が少ないし、どの範囲から町に持っていけば、そういう話に応じてくれる
か、もう少し広報し、あるいは仁淀川町の広報紙でもいいですし、それ以外でもそういう、
まず提供者を募るといふ活動も少ししていただきたいなというふうに思います。

それと、課長の先ほどの答弁の中で、既に移住されている方は、極端に言うたら難しい
かな的な印象を持ちましたけど、やはりその方でも、さらに場所を変えたい、正直いうた
ら駐車場の問題が一番あると思うんですよ。駐車場の問題なんかで、広い駐車場があつて、
なおかつ家が新しくなり、そういうところがあれば、それは誰もそっちへ行きたいわけ
ですので、しかし、そこはセミで対応せざるを得んと思いますが、少なくとも新しく来ら
れた方がその物件を見、「わあ、いいなあ」と思うて、すぐにでも来て入居できるような、
といいますのは、非常に今、全国的に、仁淀川町やら、田舎生活をしたいという方が増え
ております。まして年が明けたら、牧野博士の関係でテレビもされるみたいなことも聞い
ております。だったら、やはり高知県へ移住される方が、移住したいなという方が増える
わけです。そしたら、既に2軒や3軒では、正直対応し切れないんじゃないかなというふ
うに思います。全面改修までに至らなくても、若干のリフォームをすれば入居できる、そ
ういったものをストックだけでもできるような形で、もう少し積極的にやっていただきた
い。

といいますのは、話がちょっと前へ戻りますけども、そういうリフォームをするのであ
れば、当然補正予算を組まないかんというように思います。当初予算で既に準備できてい
るかは、私もちょっと確認してないので分かりませんが、少なくとも、そういう予算
も準備し、そして、すぐに対応できるように、そうせんだら、あと1か月もなくして令和
5年度に入るわけですので、そしたら、人がどんどんどんどん移住してきたいという希望
者がおっても、見せる物件がなければ、これは話にならんわけですので、もう少し積極的
に、真剣に、特に過疎対策に対する一番のええ手だてですので、そこら辺りをいましばら
く、いま少し真剣に考えていただいて、移住者が仁淀川町に来ていただけるようにやっ
ていただきたいなというふうに思います。最後に課長、お願いします。

○議長 執行部、答弁。古味企画課長。

○古味企画課長 片岡智準議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、空き家物件探しの広報活動には前向きに取り組んでまいります。ただ、5年前、10年前と比べまして、空き家のほうで、見てくれでいうと、除却に近いような状況もございいますので、なかなか職員がその都度出ていくのはあれですので、地域を限定して順番に見ていくとか、いろんな方法を取って、また広報でも分かりやすいような住民への知らせ方をさせていただきたいと思っております。

それから、一度移住してきた方がまた移住、別の物件へということは、全くノーではございません。私どもの移住相談員のところへも、実績として、ご存じの方も、ご存じの議員もおるかと思っておりますが、移住者用住宅から個人の空き家バンクに登録した住宅へ、大家族なもので、入られるという事案もありますし、それから、窓口へ相談に来てくれたら、真剣に相談にも乗って、寄り添うような形を取っております。

それから、補正予算等の件については、町の物件もしくは個人の所有の物件のリフォーム代を、国費2分の1、県費4分の1、町の持ち出しが4分の1の事業を使って、我々がリフォーム上限を1つの目安としていますのが、932万4,000円の事業費に対しまして、国2分の1、466万2,000円、県費4分の1、233万1,000円、これは県の補助金上、上限額でございいますので、これから逆算していくと、リフォームの町の持ち出しが、ちょうど県の補助金と一緒に233万1,000円を積み上げますと、932万4,000円という目安を持っています。これより、できるだけ安くすることによって、町の持ち出し分が減っていくと。

これが高くなると、今度は、国は2分の1で上限はないんですが、県の上限はございいますので、持ち出し分が徐々に増えてくるということなので、これをラインとして考えさせていただいて、前年度に次年度の物件を見つけて、所有者と契約して予算立てをしておりますので、今年の補正はなく、逆に1件やる予定だったんですが、町内業者のほうで忙しくて、プロポーザルへの応札がなくて、令和5年度へ回すような計画としております。

それから、町の100万円の補助金につきましては、移住者が決まった個人の住宅との契約が成立した上での100万円の補助制度となっておりますので、これは移住者と個人の持家の大家さんとの契約が成立しないといけないので、した後、補助となりますので、事前に町の補助金の100万円でリフォームして、移住者を募集するというような形は取れませんので、これもこれまでの支出状況を見定めて令和4年度の当初予算を組んでいますので、今のところ、補正まで至るところではございません。十分っております。

以上でございます。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

通告第3号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告第3号、議席番号3番、藤原大、議長の許可を頂きましたので、3点質問させていただきます。

1点目、国道33号高規格化について。

3月議会の答弁より、アンケート結果の分析、地域の意見聴取、新規事業化に取り組むとありましたが、現在の状況について説明をお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤原大議員の国道33号高規格化についてのご質問にお答えさせていただきます。

3月定例会時に、国の機関であります土佐国道事務所において、本年1月24日から2月18日の間、いの、日高、佐川、越知の4町村の全世帯と沿線の仁淀川町を含む5町村の全事業者を対象に、今後の道路計画に反映するためのアンケート調査を実施しております。今後、アンケートの分析を行い、地域の方からの意見聴取も踏まえ、概略ルート、構造等、引き続き検討を進める必要がありますと答弁させていただいております。

現在の進捗状況を土佐国道事務所にお聞きしたところ、4月から7月頃にかけて、いの、日高、佐川、越知の各町村でそれぞれ1回ずつ及び佐川高校生徒と意見交換会を実施されております。アンケート結果と併せて、今、分析中とのことです。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 自席で失礼します。10月末から11月頃にかけて、大崎橋の説明会が行われたと思います。先ほどの岩丸橋での答弁でもですが、高規格道路を優先するという理由を述べられていたと思いますが、具体的な日付と、国、県との協議の現状と、うまくいったとして予算取り、着工、竣工、大体どれぐらいかかる想定なのか教えていただきたいと思います。

○議長 荒木産業建設課長、答弁。

○荒木産業建設課長 藤原大議員の再質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町における高規格道路につきましては、今現在、国のほうで具体的な計画が進んでいるわけではございません。国のほうは、四国8の字ネットワークというのを中心に予算取りをされて、やっております。今、西バイパスが開通されましたので、その次は今、町長のほうからも答弁がありましたとおり、日高村、佐川町を中心に、地域の方の意見を聴取を行い、今分析中ということで、それがこれからの主な新規事業ということになるかと思えます。

ただし、今までの経緯としまして、県境の橋中津トンネルであったりとか、現在、越知町で、旧レストラン都付近の越知町の、越知道路第2工区ですか、のほうで工事が進んでおりますとおり、必ずしも順番に改修されているわけではございませんので、ご存じのとおり、仁淀川町におきましては、250mmの雨量による通行規制区間が全町にわたってございますので、そういったところで強く、こちらのほうもやっていただくように要望を行っているところでございますけれども、具体的に予算がついているとか、いつ頃やるというところまでは、現状では進んでおりません。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 再質問、失礼します。

具体的に進んでいないことを理由に、新大崎橋の延期であったり、岩丸橋の改修の延期だったりというのをするのは、ちょっと僕的には納得ができないところがあると思えますので、国との協議で具体的な日付が決まってないとは思いますが、町として大体これぐらいのスパンで計画していきたいという町の方針を聞きたいです。よろしくお願いします。

○議長 古味町長。

○町長 藤原大議員の再々質問にお答えします。

事業の流れは道路の交通調査、そして道路及び交通現況の把握、課題の整理、目標設定、概略ルート、構造の比較検討、概略計画という流れになってきます。これは国土交通省がアンケートや地元の住民の意見を聞きながら実施するもので、町としても一定の要望はしていきますが、具体的な、いつからこれをやる、予算的にはこれぐらいである、そういったことはまだ現在、かちっとしたものは決まっておりません。

それで先日、大崎橋、新しい大崎橋は取りやめとして、現況の橋を当面利用していくというようなことで、地元説明会もしましたが、改修というか、補修工事により、ある一定強度が保たれるということが判明しましたので、それならば、わざわざ十数億円をかけて

新しい橋を架けるのではなくて、高規格道路に付随する橋、そういったことを待つてはどうかというような説明をいたしました。

○議長 以上で1問目の質問を終わります。

それでは、2問目をお願いします。藤原大君。

○3番 引き続き2点目、質問させていただきます。

学校統合について、6月議会の答弁により、年度内に意見を集約し、次年度、地域への説明会を予定していますとありましたが、まだ12月ですが、途中経過で可能な範囲で状況を説明をお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 藤原議員の学校統合についてのご質問にお答えさせていただきます。

5月24日に各小中学校のPTA会長、副会長、教頭先生が出席して開催された仁淀川町PTA連合会代議員会、9月14日に長者保育所、10月15日に池川保育園、10月19日にふたば保育所及び10月20日に大崎保育所におきまして、保護者代表等にお集まりいただき、学校統合問題についてご説明をさせていただきました。

保育施設への説明会につきましては、当初、夕涼み会など、保護者役員が集まる夏の時期を予定しておりましたが、町内でコロナ感染が流行したため、感染拡大防止の観点から延期したため、当初予定していた時期より随分遅れる結果となりました。

現在、保育・小・中の保護者に対してのアンケートを作成しており、今年中には配付をし、年明けに意見の集約を行う予定としております。

このような進捗状況でございますので、現時点では、意見の集約には至っておりません。今後、アンケートの結果を基に、年度内には一定の方向性を決めていきたいと考えております。何とぞご理解をお願いいたします。

○議長 以上で2問目を終了します。

3問目に移ります。藤原大君。

○3番 続きまして、3点目、質問させていただきます。

小郷川の排水について。9月議会の答弁により、11月中に浄化槽を新設し、専門業者に委託管理を依頼すると説明がありましたが、効果が出ましたでしょうか。現状を説明をお願いします。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 藤原議員のご質問にお答えをいたします。

9月議会で答弁をいたしました高濃度排水処理槽については、現在、基礎工事を終了しまして、配管工事に着手をしております。処理槽本体の設置は、少し遅れましたが、12月中旬頃となる予定で、その後、調整作業を行って完成となる見込みです。

現状としましては、新設する処理槽の設置会社に、既設の浄化槽施設の管理を7月から委託して、自然浄化処理法を導入し、運転を行った結果、現在はBOD、生物化学的酸素要求量ですが、この日間平均値が基準値以下になっております。またSS、浮遊物質量ですけれども、これについては、基準値の数値としてはまだ不安定な状況にあり、土壌菌や空気量の調整を実施しているところでございます。

また、排水が出ております小郷川周辺では、野菜の発酵臭がしておりましたが、それは現在、ほぼなくなっております。ただし、季節や天候などによって変わる可能性もございますので、今後観察を続けていきたいと思っております。

このように、現状でも大きく改善をされておりますので、施工中の高濃度排水処理槽完成後は、さらに安定的に基準値以下の排水処理ができるのではないかとというふうに、フードプランからも報告を受けておるところです。

以上です。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

通告第4号、議席番号1番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○1番 通告4番、議席番号1番、岡田でございます。それで前回、一般質問の申請をしておりますけれども、数字について、訂正をまずお願いしたいと思います。小学校の合計、287と書いておりましたが454名、それから現在の合計、140名と書いておりましたが、207名に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

今回、私は将来を見たときに、小中一貫校をやるべきじゃないかというふうな思いから質問をさせていただきます。今、小学校、中学校の統合において、過去、合併時から見ると、合併時が中学生が167名、現在67名、中学生の数字であります。小学生においても、合併時は287名、今現在が、小学校3校を合計したら140名と、こういう数字になっていきます。そこで、私は今、25年に統合いたしました中学校のことを例に申し上げ、質問させていただきたいと思います。

今、中学校の統合の問題のときに、どういう問題が起きたか。吾川中学校、仁淀中学校、池川中学校がありました。将来は2校にして、教育面においても充実したものを図りたい、

運営にもこれが正しいだろうということで、池川と仁淀の川渡のほうに学校の併設をいたしました。

今、過去を振り返って、約10年でありますけども、10年間でかなりの学生が激減をしておるわけですね。じゃあ、なぜだろうかということを考えてときに、私の考えでは、生徒数が少ない、クラブができない、いろんな面からしたときに合併すべきだろうということで合併したはずであります。そのときに私は、どこに学校を造るということで、2校案と1校案がありました。1校で大崎に造るべきだという意見もありました。その中で、池川の方々には、もし仮に将来、1校になったときに、仁淀の川渡に行くかよという話をしたら、池川からは仁淀に行かない、そしてまた、長者の方々に、森の方々に聞いても、池川には行かない、大崎だったら行けるということの話を随分聞いてまいりました。

そういう過去があった中で、今、私が中学校、小中の一貫校ということを申し上げましたけれども、小学生については、池川小学校、合併する前には287名おりました。今現在、統合して小学校が3校、そこで140名なんです。両方合わせても207名。今、仁淀川町の現状を見たときに、どんどん生徒数が激減し、そしてまた、過疎地域になっております。

そこで私は、町内をずっとくまなく回ったときに、じゃあどこに生徒さんがおるだろうということを見て回りました。今現在、旧吾川では、大崎から上に8名しかおりません、生徒数が。そして寺村のほうは、聞くと3名です。上名野川のほうでは、あの線より北側はいなくなりました。下名野川で1名、二ノ滝で3名、こういうふうな数字です、仁淀川町全体を見たとき。いや、吾川ですね。久喜にもいない、寺村にもいない、岩戸にもいない、こういう現状を見たときに、そしてまた池川を見ても、池川は狩山も2人おると思います。あるいは用居にはゼロです。あるいは安居もゼロです。坂本もゼロになったと思います。じゃあどこにいるかなといったら、まちの中心だけなんですよ。仁淀においても、先日も調べましたけど、折合のほうにはいない、大植にもいない、古田にもいない、じゃあ、どこに生徒がおるか。長者のまちの周辺だけです。

そういう現状を見たときに、仁淀川町全体を見たときに、将来を考えたときに、何を考えないかんか。そういうことを考えたときに、先ほどの合併の問題がありました。私は、自然にほうっておけば、どんどん生徒数も激減する、あるいは地域も寂れる、そしてまた、池川の方にお話を聞いてまいりました。私は大崎に中心部をこしらえて、大崎にまとめるべきじゃないかと、こう言いましたら、地域の方々は、「地域が寂れるから、それは岡田さん、困る」。地域が寂れる。しかし、今の現状でそのままおいたら、どんどん、5年先

には、10年先には寂れるんじゃないかねと。だったら、まとめて、仁淀川町全体をまとめたら207名になるんです、今、現状でも。運営ができるんじゃないか。今現在、中学生は尾川のほうにクラブ活動に行っています。尾川も中高連携校です。話を聞いてみたら、尾川もやっていけない。佐川の町に統合するのが目の前に来ておる、これが実情です。

だから、地域のことを、今の事が迫る現状を考えて、そして親の立場、先日も長者小学校の運動会に行きました。来年はゼロ。そのような中で、父兄の方々は将来の子供を、教育の場にして、いろんな地域の活動をするためには、どうしても統合してほしい、どこにでもいいですというのが親の心境です。そういうことを考えたときに、執行部も大きな決断を持って、ここ10年、あるいは20年先の仁淀川町を見たときに、必ずや統合せないかん。生徒数が激減したときに統合しても、もう遅い。

今、古味課長のほうでは、移住のほうで頑張ってもらっておりますけども、もし私が町外から仁淀川町に移住する場合に、子供を持つ親としては、やはり子供の20人、30人、生徒がおると、あれではクラブはできない、佐川に行けない、こういう現状を見たときに、私は町外から仁淀川町には移住をしません、これは私の意見ですけども。私はやっぱりこういう、この時期になったら、今から合併をするといって手を挙げても、2年、3年かかりますよ。だから今、仁淀川町として大きな岐路に立っている。

私はやっぱり将来、特に、とにかく仁淀川町の子供は、あるいはPTAの方々も、夢と希望のある、そして仁淀川町の行政としては仁淀川町を守る、そういう考えになったら、私は今も大事です。5年、10年先、仁淀川町が沈没をするか、決断して、今のこの時期に、今現在200名おります、あと5年もすれば、これは1つの連鎖があるわけですよ。人の多いところへ集まる。生徒の少ないところは出ていく。これは当たり前の意見です。だから今、執行部はそういう5年、10年先を見て、将来を見て、大きな決断をしてもらいたい。

私は今、こういう人生ですけども、これは誰も分かりませんが、私はあと残り時間は5年と思っています。おりません。しかし、やはり仁淀川町を守ってもらいたい。1人でも仁淀川町に増やしてもらいたい。先日も申し上げました。1人でも仁淀川町に来てもらいたい、残ってもらいたい。地方交付税が入る。地方交付税が50万か60万入る。3人おったら、1年間で150万、10年で1,500万、20年なら3,000万、4,000万入る。そしてまた、地方交付税ともどもに町税も入ってくる。だから、思い切った政策をしないかということ発言しましたけども、とにかく一人一人が仁淀川町の将来を考えて、今の現状も大事です、確かに中学校、小学校が、あれが仁淀、池川になくったら寂れることも分かる。分

かるが、そのままおいたら、まだまだ衰退していく。衰退するところを歯止めをかけると、そういうことになれば、また変わった意味の仁淀川町づくりができるんじゃないか。

そしてもう1つ、今現在申し上げましたとおり、生徒がどこにおるか考えたときに、今、仁淀川町のスクールバスがあります。今現在の話を聞いたら、折合は行かなくていいです、スクールバスだけやったら。長者からです。そしてまた、仁淀、池川へ回しても、池川のまちだけなんですよ。だから、例えば大崎へ、この大崎の中心に例えば輸送しても、30分もかからん。我々も昔は歩いて1時間ぐらいかかりましたけども、そういう便利さもあります。そしてまた、将来のことを考えて、将来の仁淀川町の生徒さんを守る。それに付随して、仁淀川町の人口を増やしてもらって、仁淀川町を守っていく。夢と希望と将来に対しての喜びのある、温かみのある行政を今後ともやってもらいたい、責任持って。皆さんがじっとあのままして、何を言っているかと考えていただいたら、そっと考えていただいたら答えが出る、このように思います。

したがいまして、私は今、申し上げましたけど、るる申し上げました、統合することを考えるべきだと。今から考えても3年、4年は先にかかる、計画しても。だから、そういう強い仁淀川町を守ってもらいたい仁淀川町にってもらいたい。その思いからの1回目の質問を終わります。答弁、よろしくどうぞ。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 岡田議員の、将来生徒数が激減し、小中一貫校を避けて通ることができないが、どのように考えているかのご質問にお答えさせていただきます。

藤原議員の質問でお答えさせていただいたとおり、本年度、保護者へのアンケートを実施し、その結果を基に、学校再編に向けて本格的に動いていく予定です。岡田議員の、仁淀川町の中心、大崎に小中一貫校としてまとめるべきではないかというご質問について、まずは小中一貫校にするかどうかについてお答えをさせていただきます。

小中一貫校のメリットについては、1つ目に、9年間同じ環境で教育を受けることができるため、環境の変化が少ないので、子供のストレスが軽減されることです。特に小学校から中学校への進学時が挙げられます。2つ目に、9年間という長いスパンで教育方針を検討できるので、学校の方針に合わせて、柔軟に指導計画、指導方法などが組めることです。3つ目に、小学校段階から教科担任制を導入できることです。これは、小学校は学級担任制で、基本的に1人の教師がその受け持つ学級全ての教科を教えなければならないため、日中、空き時間がほとんどないのが現状です。しかし、教科担任制をしくことで、別

の専門の教師が、例えば算数なら算数に特化し、その授業を受け持ってくれるので、担任教師に空き時間が出てきます。担任教師は、その時間を他に必要なことに利用でき、残業時間の縮減や余裕が生まれてきます。そのことにより、子供へ目が行き届くなど、好循環が生まれてくることが考えられます。

一方、デメリットについては、転入転出の児童生徒の負担が増えることです。これは、一貫校となることにより小中の境がなくなるため、授業の進み具合が他校とは異なってきますので、履修してない部分の勉強を別にしなければいけなくなるからです。また、その逆もあります。ですので、学校間同士での情報共有が大事になってきます。

以上のようなメリット、デメリットが考えられますが、メリットのほうが大きいと考えております。これに併せ、今後の児童生徒数、それに伴う学級数、教職員の配置状況、各学校施設の維持費等を考え合わせていくと、小中一貫校を含め、早急な学校再編の検討が必要となっております。

しかしながら、現在の学校では、各学校ならではの地域との関わりを持った行事があります。これは子供たちの将来にしっかりと脳裏に刻まれ、いい思い出となり、仁淀川町に帰ってきたいと思う児童生徒が育っていると思われ、非常に大事な取組を各学校において実施していただいております。一貫校となった場合、地域との距離が出てくるのではと心配されます。一貫校として再編されるのであれば、十分に地域との行事などを極力続けられるよう考えていかなければなりません。いずれにせよ、これからアンケートを保護者に回しますので、その結果を基に学校再編を進めていく予定です。

次に、小中一貫校の場所を当町の中心である大崎にというご質問についてお答えさせていただきます。

まずは校舎建設に当たり必要な土地があるかどうか、また、通学時間等の検討をしていかなければと考えております。場所につきましては、今後十分に精査が必要かと思えます。何とぞご理解をお願いいたします。

○議長 岡田良成君。

○1番 教育長のご答弁を拝借いたします。今、メリット、デメリットというお話もありましたけども、私もメリットとデメリットはあると思います。しかし、先ほども申し上げましたけども、長者小学校、先日も運動会に行ってみりました。あるいはまた、仁淀中学校の運動会に行ってみましたが、子供を見ておると、生徒数のあまりの少なさで、私の目からしたときには、かわいそうやなど。あるときはこう思いました。今、池川

中学校と仁淀中学校があるけども、せめて大きなこういう運動会、体育祭は、1つにして盛り上げる方法もないだろうかと。あまりの生徒数の少なさで、そういう思いをしてまいりました。

今、池川には小学校の生徒がおります。仁淀より合わすより多いです。それも先ほど申し上げましたように、この吾川、中心部は全部池川へ行っています、中心部は。だから池川の生徒数が多い。そういうふうないろんな環境から見た決断をしなきゃならんときがあるんですよ。どっちが大事なのか。仁淀川町の将来を考えるか。今も生徒数についても、先ほど述べたように本当に少ない。このままほうっていくと、放置すると、必ず、地域もそうですが、仁淀川町の将来はない。そのために手を打たないですかと、こういうことです。

だから今、ちょうど今、教育長が申し上げましたけども、地域のアンケート、恐らく出るでしょう。私は今、なぜこういう強い口調で言うかというたら、地域の方々の声を聞いてまいっています。ある方々は地域が寂れるということも言われました。いずれこの地域も衰退するようになってくるけども、池川は池川で地域の盛り上がる行政をしてもらったらどうですか、あるいは仁淀は仁淀で、それに代わった行政をしてもらったらどうですか。子供の教育を守るために今の現状を見たらどう思いますか。「岡田さん、分かりました」、「分かるね」。私はそういう個人の対話をつぶさに聞いて回ったときに、もうちょっと執行部も、ただ人に集まってもらって聞くんじゃないかと、ところどころに訪問して、社会の空気を吸うべきです。そして、仁淀川町の将来をどうやって守るか。仁淀川町がなくならんためにはどうするか。

今、ご覧のある人に申し上げました。例えばあんたが佐川で事業しよって、仁淀、吾川、池川、3か所に出張所がある。将来営業が成り立たん、利益が出ない、だったら本社へまとめればというのは当たり前のことでしょうと。だから、その方に申し上げましたけども、必ず5年先、10年先の大きな問題になってくるねと。だから、社会の情勢を見極めて、私は今見るに、前向きな、とにかく明るい元気な仁淀川町を守る、将来にも残してもらう、1人でも人が仁淀川町に来てもらう。

先日申し上げました。岡田さん、若い者がおらんからいかんがねと。また同じことを言いますが、職員の方々は外にほとんどおる。それじゃいかんがねという声もある。だから、もう少し執行部も、一人一人が責任持って、私は仁淀川町をよくしたい、よくなってもらいたい、残してもらいたい、将来のために、こういう思いがあります。だから真剣

に、ただ机上の問題じゃなくて、地域の声を聞いて、必ずみんなが賛成すりゃあせんだらうけども、やっぱり最後には執行部が決断を出さないかん。だから私は、一刻も早く仁淀川町を救済するために合併が大事だという論を申し上げました。町長、答弁よろしくどうぞ。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 岡田議員の再質問にお答えさせていただきます。

統合、合併、これは避けては通れないものだと思います。そして、令和9年、それから令和10年あたりから児童生徒数の減少が激しくなるというデータも出ています。それまでには、保護者の意見を尊重しつつ、統合する必要があるのではないかと考えます。そうなれば、まず配置計画に1年、それから、例えば今の旧吾川中学校跡とすればの、これは仮定ですが、配置計画に1年、取壊し、そして造成に1年、そして設計に1年、建築に2年ぐらいというような年数が見込まれます。ということで、来年度にはその配置計画を立てる必要があり、早急な取組が必要だと思います。いずれにしても、保護者、地域の理解が必要なため、保護者説明会や地域への説明会などで理解を求めていく必要があるのではないかと思います。

建設場所については、保護者の意見を尊重する必要がありますが、旧吾川中学校跡地、ここが適地ではないかと思えます。そこ以外にはなかなか広大な宅地もありませんので、また、児童生徒数が集まってくるにはちょうど中心的なところになりますので、場所的には、そこがよろしいのではないかと。そして、児童生徒数の流れから見ると、令和9年、10年あたりまでには統合、合併、もしくは一貫校という話もありましたが、そういった形でまとめる必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 ただいま町長から、地域の思いを大事にして、町長はこういう思いを持っておるという話をされました。今計画しても5年ほどかかると、こういうふうな先のない長いパターンになっています。ですから、一日も早く、そういうふうなことをしなければ、仁淀川町はそのままほっておいたら衰退していく。なぜ衰退するかというのは、先ほど私が申し上げましたように、考えたら分かる。答えが出る。だから、そういうことでぜひとも、仁淀川町を将来のために守るために、早いうちに、PTAの話も大事です、しかし、必ず賛成ばっかしじゃありません。だから、改革する上には、前回も申し上げましたけども、

私の考えでは、10人おれば6人が賛成してくれるというのは上等やという話をしましたけども、指導者として、ここがいいと思えば、そういうふうな決断をしていただいて、将来の仁淀川町に負担を残さないように、ぜひとも頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁を。古味町長。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えします。

先ほども申しましたが、配置計画から順次やっていく必要があるということで、四、五年ぐらいは完成までにはかかりそうということですので、来年度の当初予算には配置計画の委託業務、こういったものも計上して行って、早速来年度から一步一步進めていきたいと考えております。

○議長 休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第5号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 通告5番、議席番号2番、日本共産党、藤堂賢太郎です。議長の許可を頂きましたので、今から質問戦に入らせていただきます。

まず最初に、総合健康診断についてお聞きいたします。

3地域で年に1回の健康診断、全町民を対象に行われております。私もそれを利用させていただいて、非常に助かっておりますが、その件についてお伺いいたします。

まず受診率、町民に対する受診の率ですけども、どれぐらいのものがあのでしょうか。それぞれ去年、あるいは今年、令和3年、4年の全体の受診者数の率を教えてくださいのと、そして、3地域の男女別の数字が分かれば、それも教えてくださいというふうに思っております。

受診結果については、各自に送付されておりますし、再検査の案内への対応はできないものかというふうに思います。私も以前、再検査の手紙を頂きましたけども、その後何もなかったので、報告もせずにそのままほっておりましたけども、やはり、電話でいいと思います、後追いのチェックをしてあげれば、忘れている方も中にはいらっしゃるかもわか

りませんし、なお一層、健康診断に対する評価が高まっていくのではないかというふうに思います。

受診結果から見えてくる内容ではやはり、日常生活における健康面からのアドバイスや注意点などが、できれば広報によど川、記載が難しいようでしたら1枚の紙、用紙でいいと思いますが、各戸に配付できるような形で町民にお知らせするというふうなことができれば、もっと受診率も上がっていくのではないかなというふうに考えております。さらに、やはり会場の出口、受診が終わった方については出口で簡単なアンケート調査でも行っていけば、今後に生かしていけるいろんなご意見も頂けるんじゃないかなというふうなことを考えました。

そして、自分では非常に気づきにくい難聴の早期発見のためにも、総合健診の中に、今ごさいませんが、聴力検査の項目を追加できないものでしょうか。専門医がおれば、それにこしたことはないですけども、そこまではなくても、簡単な調査ができればなというふうに思いますし、そして、やはり職員の方々が受診者に対して、かなりお年寄りが多いんですけども、耳元でお話を進めていっているという姿も何か所かで見受けました。やはりこの方は難聴ではないかなということをはたで見つけたわけです。ぜひ保険課や介護の関係の中で名前もつかまえられるのではないかなと、どういう人たちがいるかというのもぜひつかんでいただければと思います。

私も6月の議会で難聴問題を取り上げましてから、何人かの方から声がかかりまして、耳が聞こえにくいので、地域生活や家族からも孤立してしんどいというご意見や、そして、やはり値段が高いので諦めたというふうなことで、ぜひ補聴器の補助をしてもらうようなことを引き続いて議会で努めてくれというふうなことを聞きました。

お年寄りや子供にも優しい仁淀川町です。高度の難聴者はもとより、中度あるいは軽度の方々に対する対策も考えていただきたいし、今、ご存じだと思いますが、全国では10月末現在で、114市区町村で補聴器の補助制度が実現しております。近隣の町村でも、ある議員に聞きますと、うちは来年の4月からには何とかなるんじゃないかなというふうな希望を語ってくれたところもございました。ぜひそういう面から、幅広く町民のためになることは、できるだけ早く進めていただけないかなと思ひまして、1問目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 藤堂議員のご質問にお答えします。

令和4年度の特定健診の受診者は町内で448名となっており、後期高齢者健診は合計で384名となっております。

男女別の受診者数は、特定健診が女性231名、男性217名であり、後期高齢者健診は女性が195名、男性が189名でした。

健診の間診票から分かる本町の傾向としては、飲酒量が多いことや、運動習慣が少ないことが課題として挙げられます。

受診結果を見ますと、男性の血圧がどの年代でも高い傾向であり、生活習慣病予防を目的に適正飲酒や減塩、運動習慣の定着、禁煙について、広報や健康づくり事業を通じて普及啓発しております。

アンケート結果につきましては、策定中の健康増進計画で健診事業、保健事業に関する調査を実施しております。

健診項目に聴力検査の追加をというご質問かと思われませんが、町が委託しています健診機関は、県内の自治体では実施をしておりません。

難聴者の実態把握は訪問調査によるものと思われませんが、聴力に関する専門員の方が同行しないと難しいと思われまます。

補聴器補助制度につきましては、県内の自治体の動向を把握し、考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎さん。

○2番 再質問をお願いします。

全国のいろんな状況を見ていると、かなり金額的に高い補助率、あるいは補助金額を出している地域もありますし、そこまでいかない地域もたくさんございます。けど、少なくとも、やはり社会生活の中で認知症や痴呆症につながっては駄目だということで、そういう介護の面から見ても、やはり補聴器の問題は取り上げて、全面に押し上げてくれというふうな話も聞いていますし、各地で最初から聴力の検査を実行しているところはまだ少ないです。いくつかのところでやはり補聴器を補助してもらい、その基本をつくるためにそういう制度を取り入れているところが何か所かありますし、それから、町内では補聴器のそういう検査はできてないと思いますし、実現できているところでも、やはり補聴器のあっせんするところに、認定されたところから自治体が費用を払って、補聴器を購入する人はその差額を持っていただけでいいというふうに、だから非常に割安な、自分の資金

を全部持って行って、一旦立て替えて払うというんじゃなくて、自治体からそれぞれ補助分を先に購入するところに払って、あと、本人の分は本人が払うというふうなシステムを取っているところも結構あちこちにございます。ぜひ、実態が分かってないことが事実だと思いますので、できるだけ実態をつかめるような流れをつくっていただけたらというふうに思って、質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 藤堂議員のご質問にお答えします。

聴力検査はできるだけ雑音が少ない環境が必要なので、総合健診会場である体育館等は不向きであると思われています。また、高齢等で検査方法を理解し実施できない場合もあり、正確な検査方法とならない場合があります。補聴器の助成制度につきましては、藤堂議員がおっしゃったように、全国で百何か所の自治体を実施しているそうです。その自治体の実施対象基準、限度額等を把握し、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。

それでは2問目、お願いします。藤堂賢太郎君。

○2番 次に、2問目の質問でお伺いしたいことがございます。これは風力発電建設についてお聞きします。

既に電源発電事業者からの町への説明はあったかとは思いますが、今現在、風力調査が始まったばかりです。私もやはり、質問するのに、現地の状況も分からなければならぬということで、道芝のほうから三方山を目指しまして上がりました。非常に厳しい道のりでございましたけども、三方山へたどり着きまして、これが三方山かと思うようなところを通りながら行って、頂上へ行ったわけではございませんけども、非常に森林もありますけども、雑木、自然林が非常に、今の時期ですから枯れ葉が落ちて、非常にきれいな枝ぶりが見えておりました。かなり急斜面ですので、あちこちでやはり道路に石が崩れておりましたけども、私の軽四ですと、車の通行に支障はなかったわけです。

そして、ぐるぐる回って、鳥形山のすぐ近く、植物園に向かう道路まで行きました。そして、周辺の方々のご意見も伺わなきゃならないということで、地域のほうへ入っていききました。泉のほうへ入りますと、数人の方にお話を聞きましたけども、やはり電源業者のほうから話はあったということでした。ただ、資料めいたものがないので、何がどんな形で来るのか分からないということで、一応ここに風力発電を、この地域に造りたいんだと

いうぐらいの話があったようです。だから、その中でやはり、内容は分らんけども、この道路を建設資材を上げるのに使わせてもらいますと、道路の使用をお願いするというふうなことはあったようですし、それから、やはり急斜面ですので、かなり土を掘らないと、そういう設置場所は設けられないんじゃないかなということをお話ししましたら、その掘り出した土をどこに持っていくかと、そこまでやはり考えてもらわんとオーケーは言えんねというふうな話が多かったです。

そして、内容はご存じですかという話でお伺いしたんですが、全然内容は分かりませんでした。私は資料を基に、やはり鳥形山の周辺の三方山、あるいは、山の名前は存じませんが、かなり高い山があちこちにありますが、周辺にあります、この山々に高さが146m、そして3枚の羽根を持った風力発電のプロペラですよね、ブレードが、直径が115m、こんな大きなものが山にそびえるわけです。しかも、周辺の山々を合わせて、計画では14基もそれが並ぶと。やはり想像しても恐ろしい状況を連想しました。

そして、2,000m以内のエリアの中には、町民が662戸のおうちに人家があると。その中には当然、生活者がいらっしゃるわけですから、非常に先々のことを考えたら危ないかと、怖いなというふうなことを感じました。今、来年から放送されます牧野富太郎博士の、仁淀川町の自然にほれたかどうかは知りませんが、自然に興味を持って植物の検索に来られたということで、非常に自然豊かな仁淀川町の山々に、こんな大きなお化けみたいな風力発電は不釣り合いなものではないかと、仁淀川町には要らないのではないかとということを博士も思っているのではないかなということを想像しました。

まだ風力調査の段階ですので、どんな結果が出るかは分かりません。けど、どんな結果が出て、やはり町としては、自然破壊の最たる風力発電はやっぱり中止すると、認めないというふうな方向でいけないものかなと。やはり相当雨量の多い鳥形山周辺です。そして今年、安芸のほうの馬路村のほうでは、風力発電の計画があって調査に入ったけども、やはり雨量が、雨が多いということで、ここも結局中止になっています。だから、そういう意味では、雨の多い急斜面の用地はやはり不向きなところじゃないかなということを実感しております。ぜひ、それに対する対応も今後考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員の質問にお答えします。

現在、茨城県日立市のHSE株式会社（日立サステナブルエナジー株式会社）と、高知

市の荒川電工株式会社が共同で、本町仁淀地区の鳥形山北側の三方山周辺の尾根筋において、これは仮称ですが、三宝山風力発電事業計画に係る可能性を調査しており、両事業者による民設民営事業でございます。

現時点での計画では、風力発電機数、最大14基、1基当たりの発電出力、3,000から4,200kW、総発電出力、最大で5万8,800kW、事業実施想定区域の面積、約1,163haを想定されています。

町民の皆様へは、当該事業者が、回覧による町内の周知や、事業計画地域の近隣住民対象の地元説明会を実施されました。

現在、計画工程の初期の段階で行う風況調査を、泉地区上方の尾根で、本年5月から来年5月までの1年間の予定で実施されております。また、本年9月から10月にかけて、計画段階環境配慮書の縦覧が高知県庁、仁淀川町本庁舎、名野川出張所、池川総合支所、仁淀総合支所、長者出張所、そして久万高原町などで実施されました。

仁淀川町としましては、計画段階環境配慮書に対しまして、周辺住民への十分な配慮、騒音及び超低周波音、水環境、動植物等の生態系など、それぞれの影響に対する十分な現地調査の実施を求めて、濱田高知県知事に意見書を提出しております。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地球規模で脱炭素社会を進めている今日、仁淀川町におきましても、地域の再生可能エネルギーとして、木質バイオマス発電、風力発電、太陽光発電、小水力発電の可能性、現実性について検討を始めているところでございます。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 再質問をお願いします。

私も風力調査をしているアンテナが、アンテナというか、白い塔が下から見えますので、そこに行こうと思ひまして、車を走らせました。地域の人に聞いても、行けるところまで行っても、あと15分くらいは歩かんと現地へは着けませんよということで、そんなスタイルではなかったの、写真を撮りにそこまで行くことはできませんでしたが、やはり地域の方々もあそこに調査器具が備わっているんだということで、あそこにつくのではないと思うけども、一応風の量を測るんだから、どこか場所は指定されているのではないのでしょうかということでお話を承りました。

内容が分かりにくいので、まだ地域としても、あるいはそこに住んでいる方々も、どん

な反応かも知れないと、いろんな人といろいろ意見を交わすけども、やはりそれを積極的に進めたらええという人はあまり見受けなかったということをお聞きした中の方からお聞きしました。

だから、私もやはり、この急斜面に対して大きなベースになる、風力発電のベースを、146mもの高さの塔を建てるわけですから、相当な基礎がしっかりしてないと難しいのではないかなということを想像して、あの自然林がなくなるのは非常に寂しいなと思って見ておりましたので、ぜひ今後、いろんな意味で、業者からの要請や意見があるかも知りませんが、ぜひ町民の、そこにお住まいの方々の意見を十分集約していただいて、町としての対応も考えていただきたいと。私ももうちょっと勉強したいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長 執行部、答弁。古味企画課長。

○古味企画課長 藤堂議員の再質問にお答えします。

藤堂議員のおっしゃるとおりで、やはり住民生活、地元で暮らしている方の配慮というのは一番大切かと考えます。また、HSE株式会社と荒川電工株式会社の担当者も、やっぱり地元住民を第一に考えますとおっしゃっております。事あるごとに地元に出向いて説明会も開きますというお話も承っておりますし、お願ひもしております。

また現在、風況調査を年間通して、風力、また風の方向等を今、調査をかけていますが、場合によっては、採算が立たないという見通しになれば、撤退もするというお話も聞いていますし、事業化となっても、今おっしゃるような半径が、片面ブレードが57mぐらいあるブレードを設置するとなれば、陸送ではなかなか難しいところも発生するんじゃないかと想定されますので、また発電機自体のブレードの規模も小さくするという事も念頭に置いて検討するという話も聞いています。

何しろ今、事業実現に向けて、まだ始まったばかりの第1段階の配慮書の部分でございまして、それから方法書、調査、予測評価、準備書、評価書までの段階を進めていって、国、県、我々の、町長の意見書も踏まえて事業の実現化となりますので、我々も事業実施業者と連携を取りながら、地元住民に対して不安のないような形で、事業について注視をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了いたします。

通告第6号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 議長の許可を得まして、質問をさせていただきます。議席番号7番、竹本であり

ます。

まず1問目ですが、狩猟期間中の有害鳥獣捕獲についてという内容ですけれども、私が子供の頃は、狩猟期間に入ると、朝早くから銃声があちらこちらから聞こえてきたものです。しかし、近年は全くと言っていいほど聞こえてきません。恐らく10年近くは聞いてないんじゃないかなというふうに思います。

猟銃による狩猟が中心だった頃は、イノシシなど鳥獣は賢いもので、狩猟期間中は鳴りを潜めて、活動も奥深い山の中に潜んでいたというふうに思います。しかし、今は猟銃によるハンターが激減し、わな猟が中心となっております。銃声が聞こえないために、我が物顔で出没しております。

実は私の家の周りにも、ほんの近頃、イノシシが出没して悪さをしております。そのために、お年寄りが冬季に食料として育てている各種野菜や穀物、芋類が被害を受けています。イノシシなど鳥獣も、生きるために人家に近づき、えさをあさらなければならない状態になっています。

今、本町では、狩猟期間中のイノシシ捕獲に対し、報奨金は出ておりません。農家が狩猟家に対し捕獲を要請しても、猟期には狩猟を目的に山に入る猟師が増え、くくりわなや箱わなは猟師、猟犬にとって危害が及ぶおそれがある、また、イノシシを捕獲しても報奨金が出ないと、わなをかけていても撤去して、かけてくれないという声があります。

高知県内では、狩猟期間中に捕獲したイノシシに対し、報奨金を支払っている自治体が4自治体あります。これは担当者をお願いして調べてもらった内容ですけれども、本町も報奨金についての見直しは考えておりませんかという質問です。よろしくお願ひします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 竹本文直議員のご質問にお答えします。

有害駆除の報奨金については、ご質問のとおり、高知県の定めるイノシシの猟期、令和4年度は11月15日から3月31日の間についての捕獲分については、支払いが行われておりません。猟期中は山に入る狩猟者が増えるため、くくりわなや箱わなといったものが猟の妨げになる場合や、猟犬がけがをする原因になる可能性もあり、撤去される方が多いと伺っております。

猟期中においては、狩猟者によって、ある一定数は畑を荒らす有害なイノシシの駆除にも貢献いただいていると推察されますが、年々、イノシシを含む有害鳥獣による被害も増加傾向で、特に秋頃収穫を迎える田畑での被害は甚大であります。

本年10月においては、月間で120頭近くのイノシシ駆除を確認しており、被害に対して実施隊員の駆除数も相乗して増加しております。

県内においては、イノシシ猟期中の報奨金支払いを行っている自治体は少数存在しますが、被害の実態確認や予算の確保、狩猟者の理解や協力を得ながら、検討していく必要があると考えておりますので、まずは町内各猟友会様と協議させていただきたいと考えております。

また、鳥獣被害防止は、駆除も含め、防護柵の設置など、複合的な対策が有効であり、防護柵設置にかかる費用については補助制度も利用いただけます。また、新たな狩猟免許等を取得される方についても、費用の補助制度がありますので、広報等を通じて狩猟者の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。今までもこの問題は一般質問で度々取り上げてきましたので、想像どおりの答弁でございましたが、頂いた資料、まとめていただいた資料によりますと、平成28年から令和4年の町内の猟友会の人数は、平成28年が148人、令和4年が141人とあまり減っていないんです。そして、平均年齢は68.7歳ということで、かなり高齢化していると思います。

この中で猟銃の所持許可を持っている方がどれだけおいでるかは分からないんですけども、私の感じるところでは、猟銃の使用許可、所有許可を持っている方はかなりの高齢の方が多いのではないかなど。新しく狩猟免許を取った人はあんまり取られてないんじゃないかなという感じを持っております。持っても、高齢になってくると、山の中で若いときのように獲物を追って走り回るといことはなかなか難しいというふうに思います。

こんなことで、また、次はこれまでの一般質問で度々質問のあった、報奨金に対する課税の問題ですけど、報奨金を申告したために税金を払うことになった、難儀をしてイノシシを捕っても、税金で取られるならもうやめたという方もおいでるようです。これは、住民税非課税世帯であった方が、報奨金を申告したために、非課税世帯ではなくなったのではないかなというふうに推察できるわけです。どのような収入でも申告をして、税金を払うことは国民の義務ですけれども、報奨金を申告したことによって非課税世帯でなくなることが明らかな場合は、何らかの対策が考えられるのではないだろうかというふうに思います。

県は、県産材を使用した木造建築に対し、条件を設け、条件を満たした物件に対し、不

動産取得税の免除を検討しているという記事がほんの近頃の新聞へ載っておりました。地方税は県税と町税とあります。県とも相談していただいて、ここの辺りをひとつ工夫、検討できないかなというふうに思います。

それから、やっぱりイノシシも生きていかないかんで、出てきて餌をあさります。今は、先ほど言ったように、猟銃で追われる人がいないので、猟銃の音がすれば、銃声があれば、鳥獣も警戒してなかなか出てこなくなる。けれども、今は音が静かなものですから、それこそ我が物顔で畑を荒らし回りに来ることが現実です。何とかこの辺りの対策を考えていかないかんとというふうに思います。

そうしないことには、ますます田舎には人がおれなくなる。お年寄りが楽しみで野菜を作り、穀物を作って、まちに住む子や孫に送ろうという方もかなりおいでますけれども、そういう楽しみもできなくなるということは、生きる生きがいもなくなってくるというふうな感じになりやあせんかなと思いますが、ここの辺をひとつ検討願いたいと思います。よろしく答弁をお願いします。

○議長 執行部の答弁。荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 竹本文直議員の再質問にお答えします。

まずは非課税にならないかということですが、なかなかこの場でどうこうということは言えない部分もありますが、議員のおっしゃるように、県のほうとも相談してはどうかということでございますので、またその辺りは相談はさせていただきたいと思います。ただ、どうなるかということについては、なかなか難しい問題だとは思いますが。

それから、猟銃の音を警戒するので、そういったこともやってはどうかということでございます。私、それこそ最近ではコロナでやっておりませんが、地域の花火大会があると、しばらくの間はイノシシがいなくなるという話も随分聞いたりします。そういった工夫も必要かなと思います。

それから、町のほうでは、数年前にはなってしまったんですけども、数か所の地区で、国の補助金を頂きまして、地区ぐるみを防護柵で囲うというふうな事業を各地区、それこそ3年ぐらいに分けて、地域の方で施工していただくという事業をやっております。道路もありますので、なかなか全部囲うということにはなりませんでしたが、ある一定地区を囲えば、やはりそのところには来なくなったということも聞いておりますので、そういったことも組み合わせながら対策をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 以上で1問目を終了します。

それでは2問目、お願いします。竹本文直君。

○7番 2問目に行かせていただきます。

今、地球の人口は80億人を超えました。今、私たちが食べている食事内容を地球人全てが食べるためには、地球は1.7個分要るそうです。なければ賄えないという研究結果もあるようです。そのために多くの国々、特に発展途上国と言われている国々では、多くの人が飢えに苦しんでいます。そして、ロシアによるウクライナ侵略の影響で、その影響はますます拡大、ロシア、中国、カナダ、アメリカ、インド、ブラジルなど食料輸出国が食料輸出制限をかけ、お隣の中国は輸出どころか輸入拡大を大規模に進めているといった内容を、先日のNHKの特集番組で放映していました。グローバル社会からナショナリズム社会へと世界中が転換しようとしています。自国は自国民が守る、これは当たり前のことですが、今の日本のように食料自給率が3割台の国は、先進国では日本だけあります。輸入に頼った食料調達は今後ますます厳しくなり、今のような食事内容ではなくなる可能性が大だと思えます。

そこで、捕獲した鳥獣も利用し、大切なたんぱく源としなければならない日が来るかもしれません。捕獲した鳥獣を精肉するための施設を、近隣町村とともに整備をしていかなければならないなども、これからの課題になるかもしれません。

こういった世相の中で、少し気になる記事を見つけたので、質問をさせていただきます。それは学校給食の食べ残しについてであります。

高知新聞の記事に「県内中学給食、目立つ食べ残し」という記事がありました。その中には、県内中学校で給食の食べ残しが目立っている、県教委によると、過去3年間の食べ残し率は6.2%から8.7%、小学校の3.6から3.8%に比べて明らかに多いというふうに書かれていました。

学校給食は、文部科学省が示す栄養素の基準値に基づき、小学校で530キロカロリーから780キロカロリー、中学生が830キロカロリーとされています。小学生に比べて食事量が多いんですけども、基準値は平均的な体格や運動量などから算出されたもので、食べ切れない量ではないと栄養教師も言っていると書いてありました。

新聞報道によると、食べる時間が少ないと、かき込まんと言間に合わん、味わう暇もない、お代わりもできないということで、学校によると、給食時間は準備に15分、そして食べる時間が最低でも15分欲しいと、合計30分は欲しいというふうに言われていますが、実は、

私の孫も高知市内のある中学校へ通っています。聞いてみると、食べる時間は10分そこそこ、10分あったらええほうですということで、本当、食べるんじゃなしにかき込むというような状態のようです。また、おいしくない、苦手な食材があるといった好き嫌いもあろうかと思うんですが、本町の実態はどのようになっておるかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員の学校給食の残食についてのご質問にお答えさせていただきます。

10月16日の高知新聞の記事には、県内の栄養教諭と栄養教員が在籍する小中学校での令和3年度の平均残食率が、小学校で3.7%、中学校では8.7%と掲載されていますが、本町での令和3年度の残食率は、小学校で0.4%、中学校では0.9%と、県と比較しますと、残食率は低い値となっています。

仁淀川町では、本年度から給食単価を1人当たり20円増額し、魅力ある給食の提供に努めています。以前より、児童生徒からリクエストを取り、お楽しみ献立を提供しており、令和3年度は月3回の提供でしたが、本年度は、給食単価を20円増額したことで、月5回提供しています。この取組も残食率が低い要因の1つになっていると思います。

また、食育の推進を図るため、栄養教諭や野菜ソムリエによる専門性を生かした指導を行っています。具体的には、残食率をグラフで示し、食品ロスについて考えさせることを目的として、給食の残食についての指導や栄養バランスの大切さを知り、苦手な食べ物にチャレンジする意欲を持たせることを目的とした「好き嫌いをせず食べよう」、「栄養バランスについて」などの指導を行っています。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ここに、委員会から頂いた令和3年度学校別残食率、そして令和4年度の、4年度は7月までですけど、この資料を頂いております。

これによりますと、令和3年度の小学校1年平均の残食率は、多い学校でも0.61%、中学校では、池川0.49%、仁淀1.34%で、明らかに差があります。また、月別の率を見ると、夏場、6月、7月の残食が多い傾向にあると思います。なかなか小学生はほとんど残してないんですが、仁淀中学校は6月の主食、ご飯、パンですが、の残食率が、令和3年度3.2%、7月が同じく3.2%、令和4年度は6月が4.7%、7月が6%ということで、こうやって比べて、学校別に比べてみると、池川中学校と仁淀中学校を比べると、やっぱり仁

淀のほうが多いたいです。

夏場は暑さの影響で食欲が落ちると思うんですけれども、他の月も、池川に比べて主食の残食率が多いと思います。副食ならば好みの問題も考えられると思うんですが、主食の残食率が多いというのは、どういう原因かなということで、調査はされたんでしょうか。お聞きします。

○議長 執行部、答弁。井上教育次長。

○井上教育次長 竹本議員の再質問にお答えさせていただきます。

仁淀中学校のほうの残食が多いことにつきまして、学校のほうに確認させていただきましたが、具体的な調査等はしていないようなんですけれども、ただ、原因として考えられますのが、例えば夏場、柔道部などにつきましては、大会に出るための減量とかをするために残すことがあるということ、それからあと、1・2年生につきましては残食が少ないようです。ただ、中学校3年生、女子の生徒が多いんですけれども、女の子がダイエットの意味で、ちょっと食べ残しが多いというふうに、学校のほうからは聞いております。

またそれから、病気とか、例えばコロナとかで欠席になった場合は給食が止められません。止められないときがございます。そういった場合、その休んだ子の給食分が配給されるわけなんですけど、1人当たり食べる量が増えますので、その増えた分、食べ切れないということで、残ったりするケースがございます。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 これは私が言うまでもなく、この世代は、これからの長い人生を生き抜いていく上で、体力、知力を十分つける大切な時期だと思います。そのためには、よく食べて、よく眠り、よく運動して体力をつけて、よく学ぶと。そういう非常に大切な時期であると思います。

お聞きすると、3年生になると、やっぱり容姿を気にしたダイエット、そして柔道部による、今、柔道も体重制限というか、重量別の競技になっていますので、そういうことだろうと思うんですけど、それも分からんではないんですが、ちょっと成長期、一番大事な成長期に、それをあまりに気にするのは、ちょっと本末転倒じゃないかなと。大学生やプロの選手になれば当然、勝つためにそういうことはせないかんと思います。けど、中学生で体重が超えて、違うクラスへ行こうかなというようなことがもしあるなら、本末転倒じゃないかなというふうに思います。

そういうことで、やっぱり先ほど次長が言われた食育というのは非常に大切なことだと思います。自分の体のこともそうですが、やっぱり今、これだけのものは頂けるといことは、世界中の今の問題、先ほど言った問題を見ても、そういうことも勉強した上で残すことがないような、ありがたくご飯も頂けるとい教育も絶対に必要だと思います。

そういうことで、ぜひこれからの指導をお願いしたいと思いますが、これはちょっと釈迦に説法みたいなところがありますが、また前段で述べた食料の問題は、私たち自身が本当に真剣に考えて行動しないと、解決はできないというふうに思います。そのため、身の回りにある資源を有効に活用し、大切にしていく生活様式を真剣に考え、食料自給率を上げる努力を全国民がしないことにはいけないと考えるんですけども、そういうことも踏まえて、最後に町長の見解を聞きたいと思います。

○議長 執行部、町長、答弁。

○町長 竹本議員の再々質問にお答えします。

先ほども言われましたとおり、食育、そして、世界中には食べることができない子供たちもたくさんいる、そういったことも子供に教えていただき、食の教育を進めていきたいと考えております。

また、作っている人、こういった方の立場といいますか、ありがたさも感じながら給食を取るような指導も今後、教育委員会とともに考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 2時57分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の一般質問を終了します。

本日の日程は全て終了しました。これにて延会といたします。

明日も10時から引き続き一般質問となっておりますので、よろしく願いをいたします。皆様お疲れさまでした。

午後 2時57分 延会